

働き方改革シリーズ

より明確化された「医師等の宿日直許可基準」が発出されました

[文責] 労務管理アドバイザー

梅北 武郎

令和元年7月1日付けで厚生労働省より、「医師、看護師等の宿日直許可基準」に関する通達が出されました。この通達をもって旧通達「医師、看護師等の宿直勤務について」(S24.3.22基発第352号)は廃止されます。

通達では、医師・看護師等の宿日直の許可対象である「特殊な措置を必要としない軽度の、または短時間の業務」として、医師や看護職員等の活動実態を踏まえた、より具体的な例示(下記②)がされています。

— 「労働基準監督署による許可基準」 —

以下の全ての条件を満たし、かつ宿直の場合は夜間に十分な睡眠を確保できることを前提に、許可を与えることとされています。

- ①通常の勤務時間の拘束から完全に解放された後に行うものであること。
- ②一般的な宿日直の業務以外に従事できるのは「特殊な措置を必要としない軽度または短時間の業務」に限ること。
 - (1) 医師が少数の要注意患者の状態の変動に対応するため、問診等による診察等(軽度の措置を含む。以下同じ。)や看護師等に対する指示、確認を行うこと。
 - (2) 医師が外来患者の来院が通常想定されない休日・夜間(例えば非輪番日であるなど。以下同じ。)において、少数の軽症の外来患者や、かかりつけ患者の状態の変動に対応するため、問診等による診察等や、看護師等に対する指示、確認を行うこと。
 - (3) 看護職員が、外来患者の来院が通常想定されない休日・夜間において、少数の軽症の外来患者や、かかりつけ患者の状態の変動に対応するため、問診等を行うことや、医師に対する報告を行うこと。
 - (4) 看護職員が、病室の定時巡回、患者の状態の変動の医師への報告、少数の要注意患者の定時検脈、検温を行うこと。
- ③上記①、②以外に、一般の宿日直の条件を満たしていること。

詳細につきましては、厚生労働省労働基準局長 通達「基発0701第8号、第1号」にてご参照ください。

厚労省 医師、看護師等の宿日直許可基準

検索



本センターは、労務管理・医業経営アドバイザーの派遣による無料相談対応を行っていますので、ご相談ください。※書類の作成、提出代行は無料相談の範囲には含まれません。